









地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

に適合する建築物の新築

前号口に規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建

築物（住宅を除く。）で第七条第二項

次条において準用する第八条第四項の規

定により買入取らない旨の通知があつた土

地における同条第三項第一号に該当する建

築、改築又は増築

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地である一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設住宅の部分（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）をいう。

七 施設住宅の一等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

（住宅街区整備事業の施行）

第二十九条 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

2 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する住宅街区整備組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

3 都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、施行区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第五十七条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。（土地の買取り等）

第二十七条 第八条及び第九条の規定は、住宅街 区整備促進区域内における土地の買取り及び買 取った土地の利用について準用する。この場 合において、第八条第三項中「前条第一項の許 可」とあるのは、「第二十六条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第二章 住宅街区整備事業

（定義）

第二十八条 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

一 施行者 住宅街区整備事業を施行する者を

二 施行地区 住宅街区整備事業を施行する土 地の区域をいう。

三 施行区域 都市計画法第十二条第二項の規 定により住宅街区整備事業について都市計画

四 施設住宅 住宅街区整備事業によつて建設さ れる共同住宅で施行者が処分する権限を有するもの及びその附帯施設をいう。

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地であ

る一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関す

る法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二

条第一項に規定する区分所有権の目的たる施

設住宅の部分（同条第四項に規定する共用部

分の共有持分を含む。）をいう。

七 施設住宅の一等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

（住宅街区整備事業の施行）

第二十九条 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

2 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有

権又は借地権を有する者が設立する住宅街区整

備組合は、当該権利の目的である宅地を含む一

定の区域内の土地について住宅街区整備事業を

施行することができる。

3 都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、施行区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事

業の施行区域内における建築物の建築の制限

に関する部分及び同法第五十七条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限

に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。（土地の買取り等）

第三十一条 都市計画法第十二条第二項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。

第三十二条 都市計画法第十二条第二項に定め

る建設に関する計画を定めるものとする。

3 各号に規定するところに従つて定めなければならぬ。

（都市計画事業）

第一道路、公園、下水道その他の施設に関する

都市計画が定められている場合においては、

その都市計画に適合するよう定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、

公園その他の公共施設を備えた良好な居住環

境のものとなるよう定めること。

三 施設住宅の建設に関する計画は、宅地の有効な利用及び中高層住宅に係る良好な住居の環境の確保を考慮して、施設住宅が都市計画上当該区域にふさわしい容積を備え、かつ、その敷地内に相当の空地を有するものとなるよう定めること。

（都市計画事業）

一 当該区域にふさわしい容積を備え、かつ、

その敷地内に相当の空地を有するものとなる

よう定めること。

（住宅街区整備事業）

一 住宅街区整備事業の範囲

二 施行地区（施行地区を工区に分けるとき

は、施行地区及び工区）に含まれる地域の名 称

三 住宅街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定めるときは、そ の職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他政令で定める事項

（事業計画）

第三十三条 第二十九条第一項の規定により住

宅街区整備事業を施行しようとする者は、一人で

第三十四条 前条第一項の規準又は規約には、次 の各号（規準にあつては、第五号から第七号までを除く。）に掲げる事項を記載しなければならない。

（規準又は規約）

第三十五条 第三十三条第一項の事業計画におい

ては、国土交通省令で定めるところにより、施

行地区（施行地区を工区に分けるときは、施

行地区及び工区）、設計の概要、事業実施期間、

資金計画、施設住宅を建設すべき土地の区域

（以下この章において「施設住宅区」という。）

及び施設住宅内の住宅の予定戸数を定めなけれ

ばならない。

（事業計画）

一 事業計画においては、国土交通省令で定める

ところにより、次に掲げる事項を定めることが

できる。

一 建築物その他の工作物の敷地として利用さ

れている宅地又はこれに準ずる宅地について

（規準又は規約）

第三十六条 第二十九条第一項の規定により住

宅街区整備事業を施行しようとする者は、一人で

ついて所有権又は借地権を有する相当数の者か

ら当該区域内の土地について住宅街区整備事

業をすべき旨の要請があつたとき、住宅街区

整備促進区域内の宅地について所有権又は借地

権を有する者が住宅街区整備事業を施行するこ

とが困難又は不適当であると認められるとき、

その他の事情があるときは、前項の期間内に

あつても、住宅街区整備事業を施行すること

わなければならない。

（規準又は規約）

第三十七条 第二十九条第一項の規定により住

宅街区整備事業を施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その住宅街区整備事業の実

の換地を定めるべき土地の区域（以下この章において「既存住宅区」という。）	3 事業計画においては、施行地区は、施行区域の内外にわざらないものであつて、その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ、当該住宅街区整備促進区域内の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないものとなるように定め、事業施行期間は、適切に定め、施設住宅区の面積は、施行地区の面積のおおむね四十パーセント以上となるよう定め、施設住宅内の住宅の規模は、住宅を必要とする労働者の居住の用に供するのにふさわしいものとなるように定めなければならない。
二 集合農地区	4 第十七条第二項及び第三項の規定は、事業計画において集合農地区を定める場合について準用する。
（土地区画整理法の準用）	5 事業計画は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合し、かつ、公共施設その他の施設又は住宅街区整備事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
第三款 住宅街区整備組合	6 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。
（設立の認可）	7 第三十九条 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。

第三十六条 土地区画整理法第七条の規定は第三十三条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第八条の規定は第三十三条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第九条から第十三条まで（第九条第二項及び第十三条第二項を除く。）の規定は第二十九条第一項の規定による住宅街区整備事業について準用する。	8 第四十二条 組合は、法人とする。（名称の使用制限）
（設立の認可）	9 第三十九条 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。
第二款 住宅街区整備組合	10 第四十四条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の組織）
（設立の認可）	11 第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。（定款）
第三十七条 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合（以下この章において「組合」という。）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その組合の設立について準用する。	12 第四十六条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（設立の認可）	13 第四十七条 組合は、施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。（組合員）
第二款 住宅街区整備組合	14 第四十八条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために組合員を設けることができる。（総代会）
（設立の認可）	15 第四十九条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の三分の二以上で決する。地区画整理法第十八条後段の規定は、この場合について準用する。
第三十七条 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合（以下この章において「組合」という。）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その組合の設立について準用する。	16 第五十条 組合は、施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。（組合員）

（設立の認可）	17 第五十二条 組合は、施行地区を工区に分かれて定めたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。（組合員）
第二款 住宅街区整備組合	18 第五十三条 組合は、施行地区及び工区に含まれる地域の名称
（設立の認可）	19 第五十四条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の範囲）
第三十七条 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合（以下この章において「組合」という。）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その組合の設立について準用する。	20 第五十五条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の議決事項等）
（設立の認可）	21 第五十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の議決事項等）
第二款 住宅街区整備組合	22 第五十七条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の議決事項等）
（設立の認可）	23 第五十八条 前条第一項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。（定款）
第三十七条 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合（以下この章において「組合」という。）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その組合の設立について準用する。	24 第五十九条 前条第一項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。（定款）

規定による認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。（定款）

（総会の議決事項等）

二 施行地区（施行地区を工区に分けるとき

一 組合の名称

二 施行地区及び工区に含まれる地域の

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 及び選任の方法に関する事項

八 総会に関する事項

九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に

十 参加組合員に関する事項

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 その他政令で定める事項

（事業計画）

十四 組合の会員登録

十五 組合の会員登録

十六 組合の会員登録

十七 組合の会員登録

十八 組合の会員登録

十九 組合の会員登録

二十 組合の会員登録

二十一 組合の会員登録

二十二 組合の会員登録

二十三 組合の会員登録

二十四 組合の会員登録

二十五 組合の会員登録

二十六 組合の会員登録

二十七 組合の会員登録

二十八 組合の会員登録

二十九 組合の会員登録

三十 組合の会員登録

三十一 組合の会員登録

三十二 組合の会員登録

三十三 組合の会員登録

三十四 組合の会員登録

三十五 組合の会員登録

三十六 組合の会員登録

三十七 組合の会員登録

三十八 組合の会員登録

三十九 組合の会員登録

四十 組合の会員登録

四十一 組合の会員登録

四十二 組合の会員登録

四十三 組合の会員登録

四十四 組合の会員登録

四十五 組合の会員登録

四十六 組合の会員登録

四十七 組合の会員登録

四十八 組合の会員登録

四十九 組合の会員登録

五十 組合の会員登録

五十一 組合の会員登録

五十二 組合の会員登録

五十三 組合の会員登録

五十四 組合の会員登録

五十五 組合の会員登録

五十六 組合の会員登録

五十七 組合の会員登録

五十八 組合の会員登録

五十九 組合の会員登録

六十 組合の会員登録

六十一 組合の会員登録

六十二 組合の会員登録

六十三 組合の会員登録

六十四 組合の会員登録

六十五 組合の会員登録

六十六 組合の会員登録

六十七 組合の会員登録

六十八 組合の会員登録

六十九 組合の会員登録

七十 組合の会員登録

七十一 組合の会員登録

七十二 組合の会員登録

七十三 組合の会員登録

七十四 組合の会員登録

七十五 組合の会員登録

七十六 組合の会員登録

七十七 組合の会員登録

七十八 組合の会員登録

七十九 組合の会員登録

八十 組合の会員登録

八十一 組合の会員登録

八十二 組合の会員登録

八十三 組合の会員登録

八十四 組合の会員登録

八十五 組合の会員登録

八十六 組合の会員登録

八十七 組合の会員登録

八十八 組合の会員登録

八十九 組合の会員登録

九十 組合の会員登録

九十一 組合の会員登録

九十二 組合の会員登録

九十三 組合の会員登録

九十四 組合の会員登録

九十五 組合の会員登録

九十六 組合の会員登録

九十七 組合の会員登録

九十八 組合の会員登録

九十九 組合の会員登録

一百 組合の会員登録

一百一 組合の会員登録

一百二 組合の会員登録

一百三 組合の会員登録

一百四 組合の会員登録

一百五 組合の会員登録

一百六 組合の会員登録

一百七 組合の会員登録

一百八 組合の会員登録

一百九 組合の会員登録

一百十 組合の会員登録

一百十一 組合の会員登録

一百十二 組合の会員登録

一百十三 組合の会員登録

一百十四 組合の会員登録

一百十五 組合の会員登録

一百十六 組合の会員登録

一百十七 組合の会員登録

一百十八 組合の会員登録

一百十九 組合の会員登録

一百二十 組合の会員登録

一百二十一 組合の会員登録

一百二十二 組合の会員登録

一百二十三 組合の会員登録

一百二十四 組合の会員登録

一百二十五 組合の会員登録

一百二十六 組合の会員登録

一百二十七 組合の会員登録

一百二十八 組合の会員登録

一百二十九 組合の会員登録

一百三十 組合の会員登録

一百三十一 組合の会員登録

一百三十二 組合の会員登録

一百三十三 組合の会員登録

一百三十四 組合の会員登録

一百三十五 組合の会員登録

一百三十六 組合の会員登録

一百三十七 組合の会員登録

一百三十八 組合の会員登録

一百三十九 組合の会員登録

一百四十 組合の会員登録

一百四十一 組合の会員登録

一百四十二 組合の会員登録

一百四十三 組合の会員登録

一百四十四 組合の会員登録

一百四十五 組合の会員登録

一百四十六 組合の会員登録

一百四十七 組合の会員登録

一百四十八 組合の会員登録

一百四十九 組合の会員登録

一百五十 組合の会員登録

一百五十一 組合の会員登録

一百五十二 組合の会員登録

一百五十三 組合の会員登録

一百五十四 組合の会員登録

一百五十五 組合の会員登録

一百五十六 組合の会員登録

一百五十七 組合の会員登録

一百五十八 組合の会員登録

一百五十九 組合の会員登録

一百六十 組合の会員登録

一百六十一 組合の会員登録

一百六十二 組合の会員登録

一百六十三 組合の会員登録

一百六十四 組合の会員登録

一百六十五 組合の会員登録

一百六十六 組合の会員登録



給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第二項及び第二項中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

機構又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき（政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。）は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

国土交通大臣等は、前条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係都府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

市町村長は、第八十三条において準用する土地整理法第二百三十三条第四項の規定による公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

機構又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

機構又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

（住宅街区整備審議会の設置及び組織）

**第六十条** 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、機構又は地方公社に、住宅街区整備審議会（以下この款において「審議会」という。）を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は審議会の設置について、第五十六条の規定は審議会の組織について準用する。

**第六十一条** 審議会の委員及び評価員の公務員たる性質（審議会の委員及び評価員の公務員たる性質）に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（土地地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。）は、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第六十二条** 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

**第三節 住宅街区整備事業の施行**

**第一款 通則**

（測量及び調査のための土地の立入り等）

**第六十三条** 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入りさせることができる。ただし、個人施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは組合にあつては、あらかじめ、市町村長の許可を受けた場合に限る。

前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が存し、又はかかる入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

**第六十四条** 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリングに伴う障害物の伐除を行おうとする場合を除く。）においては、その測量又は調査を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び、個人施行者となる者又は個人施行者若しくは組合にあつては、市町村長の許可証を携帯しなければならない。

**第六十五条** 第六十三条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書及び、個人施行者となる者又は個人施行者若しくは組合を設立しようとする者は、施行地区的変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都府県知事の許可証を携帯しなければならない。

**第六十六条** 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十三条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

**第六十七条** 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地地区画整理法第二百三十条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 土地区画整理法第七十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。（建築行為等の制限）

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係の許可証を携帯しなければならない。

**第六十八条** 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十三条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 土地区画整理法第七十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。（建築行為等の制限）

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係の許可証を携帯しなければならない。

**第六十九条** 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

3 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

4 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定についての認可の公告の

土地区画整理法第七十六条第二項の規定は、

前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。

(既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定等)

**第六十八条** 施行者は、施行地区内に建築物その他の工作物(一時使用のため建設されたことが明らかなものその他政令で定める軽易なものを除く。)の敷地として利用されている宅地があるときは、当該宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を既存住宅区内に定められるべき宅地として指定しなければならない。

前条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告)にあつては、従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することとする事業計画の変更に係るものに限る。)があつた日から起算して六十日以内に宅地の所有者から前項の規定による指定を希望しない旨の申出があつたときは、同項の規定にかかるらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことがで

きる。ただし、当該宅地に存する建築物その他

の工作物を使用し、又は収益することができる

権利を有する者があるときは、当該申出につい

てその者の同意がなければならぬ。

施行地区内の宅地で建築物その他の工作物の敷地として利用されている宅地に準ずる宅地と

して規準、規約、定款又は施行規程で定めるも

のの所有者(第二十六条第二項第一号ロに規定する者に限る。)は、前項の期間内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を既

存住宅区内に定めるべき旨の申出をすることはできる。ただし、当該申出に係る宅地について借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を既存住宅区内に定められるべき宅地として指定することができる。

施行者は、第二項の規定に基づいて第一項の規定による指定をしないとき、又は第三項の規定による申出があつた場合において前項の規定による指定をしないときは、第二項の規定による申出に応ずる旨又は第三項の規定による申出に応じない旨を決定しなければならない。

第一項若しくは第四項の規定による指定又は前項の規定による決定は、第二項の期間の経過後、遅滞なくしなければならない。

施行者は、第一項の規定による指定をしたときは当該宅地の所有者に對し、第四項の規定によ

る指定又は第五項の規定による決定をしたと

きは第二項又は第三項の規定による申出をした

者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければ

ならない。

施行者は、第一項又は第四項の規定による指

定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(集合農地区への換地の申出等)

施行者は、第一項又は第四項の規定による指

定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(第六十九条 第六十八条の規定は、第三十五条第二項(第三十九条、第五十四条及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画において集合農地区が定められた場合について準用する。この場合において、第十八条第一項第一号中「第七条第三項に規定する公告」とあるのは、「第六十七条第一項各号に掲げる公告」と読み替えるものとする。

(申出を受理する者に関する特例)

第七十条 第二十二条の規定は、第六十八条第二項若しくは第三項の規定又は前条において準用する第十八条第一項の規定による申出の受理について準用する。この場合において、第二十二条中「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合」とあるのは、「住宅街区整備組合」と、「同法第十四条第一項若しくは第三項第一項」と読み替えるものとする。

(土地区画整理法の準用)

第七十一条 土地区画整理法第七十四条及び第七十七条から第八十五条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(第二款 換地計画)

(換地計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人

受けなければならぬ。

施行者は、組合、市町村、機構又は地方公社であ

るときは、国土交通省令で定めるところによ

る限り換地計画においては、組合の定款により施設

住宅の一部等が与えられるよう定められた参

加組員に対しては、施設住宅の一部等が与え

られるよう定めなければならない。

換地計画においては、組合の定款により施設

住宅の一部等が与えられるよう定められた参

加組員に対しては、施設住宅の一部等が与え

られるよう定めなければならない。

(換地計画)

第七十三条 換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各権利別清算金明細

四 施行者が取得することとなる施設住宅の一

部及び組合の参加組員に与えられること

となる施設住宅の一部等の明細

五 前号に掲げるもののほか、保留地その他特

別の定めをする土地の明細

(宅地の立体化)

第七十四条 施行者は、第六十八条第一項若しくは第四項の規定により指定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地(以下この章及び第百七条第二項において「一般宅地」という。)又は一般宅地について存する借地権については、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めなければならぬ。

前項の場合において、一般宅地の所有権に

属又は同項の借地権の存否若しくは帰属につ

いて争いがあることを確知したときは、当該権利が現在の名義人に属するものとして、又は当該権利が存するものとして換地計画を定めなければならぬ。

前項の場合において、一般宅地の所有権の帰

属又は同項の借地権の存否若しくは帰属につ

いて争いがあることを確知したときは、当該権利が現在の名義人に属するものとして、又は当該

権利が存するものとして換地計画を定めなけれ

ばならない。

一般宅地の所有者又は一般宅地について借地

権を有する者は、施行者に對し、国土交通省令

で定めるところにより、第一項の規定によら

ねばならない。

(宅地の立体化の基準)

第七十五条 前条第一項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定める場合においては、一般宅地について権利を有する者相互間及び一般宅地について権利を有する者との間の利害の衡平に十分の考慮を払わなければならない。

換地計画は、施設住宅敷地は一筆の土地とな

るものとして定めなければならない。

その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置

及び床面積を勘案して定めなければならない。

(施設住宅の一部の床面積の適正化)

第七十六条 換地計画においては、良好な居住条件を確保し、又は施設住宅の合理的利用を図るため必要があるときは、前条第一項の規定によ

れば床面積が過小となる施設住宅の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。

前項の過小な床面積の基準は、政令で定める

基準に従い、施行者が定める。この場合におい

て、施行者が組合であるときは総会の議決を

都府県、市町村、機構又は地方公社(第二十九

条第三項の規定により住宅街区整備事業を実

行する場合に限る。第八十八条、第九十二条第一項及び第二項、第九十五条第一項、第九十八条第一項並びに第九十九条において同じ。)であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

換地計画においては、第七十四条第一項及び

第二項、第九十五条第一項、第九十八条第一項並びに第九十九条において同じ。)であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

第七十七条 第六十八条第一項又は第四項の規定により指定された宅地については、換地計画においては、既存住宅区への換地



八条第一項前段の規定に従つてした登記とみなす。

#### 第四款 宅地の立体化手続の特則

**第九十一条** 施行者は施設住宅の建設並びに一般宅地について存する権利の消滅並びに施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利につき、

一般宅地又は、船宅地に有する物件に関する権利を有するすべての者の同意を得たときは、第七十四条第一項から第四項まで及び第六項の規定によらないで換地計画を定めることができる。この場合においては、第七十五条第二項及び第

三項の規定は適用しない。  
2 前項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条において準用する土地区画整理法第四百四条の規定にかかわらず、当該一般住宅地について存する権利は、第八十三条において準用する土地区画整理法第二百三十三条第四項の規定による公告があつた日が終了した時において消滅し、当該住宅街区整備事業に係る施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利は、当該公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、これを取得すべき者が取得する。  
3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

		第四十五条第一項施設住宅の施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利
第二項、第五十三条	第七十三条第六号、第七十四条第五項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十四条の見出し、同条第一項、第八十六条（見出しを含む。）、第八十七条（見出しを含む。）、第八十八条、第九十四条、第一百七十二条第二項、第一百六十六条第三号	第七十三条第四号、第七十四条第五項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十四条の見出し、同条第一項、第八十六条（見出しを含む。）、第八十七条（見出しを含む。）、第八十八条、第九十四条、第一百七十二条第二項、第一百六十六条第三号
第七十六条第三項	第七十七条第一項及び前条第一項	第七十七条第一項及び前条第一項
第七十六条第三項	第七十七条第一項及び前条第一項	第七十七条第一項及び前条第一項

## 第四節 費用の負担等

## 第四節 費用の負担等

(の負担) 条 住宅街区整備事業に要する費用は、  
古の負担とする。  
公共団体の負担金)

**第九十二条** 機構又は地方公社は、機構又は地方公社が施行する住宅街区整備事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

（公共施設管理者の負担金）

3 費用の額及び負担の方法は、機関又は地方公社と地方公共団体とが協議して定める。  
前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

### 第九十三条 施行者は、住宅街

2 により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理業者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者又は組合が施行する住宅

街区整備事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の住宅街区整備事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならぬ。  
**(資金の融通等)**

**第九十四条** 国及び地方公共団体は、施行者及び第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける者に対し、住宅街区整備事業の施行又は施設住宅の一部等の譲受けに必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

**(報告、勧告等)**

**第五節 雜則**

**第九十五条** 國土交通大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

国土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

都府県知事は、組合又は個人施行者に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(監督)

**第九十六条** 施行者に対する国土交通大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるもののか、土地区画整理法第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十六条の規定を準用する。  
(不服申立て)

**第九十七条** 次に掲げる处分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一 第三十七条第一項又は第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による認可

二 第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第三項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

三 都府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

画整理法第九十七条第三項において準用する  
同法第八十八条第四項（第八十二条第一項に  
おいて準用する場合を含む。）の規定による  
通知

2  
び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合又は機構の上級行政庁とみなす。  
前項の審査請求につき都府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対し再審査請求をすることができる。

**第九十九条** 個人施行者となろうとする者若しく  
（技術的援助の請求）

は個人施行者又は組合を設立しようとする者若しくは組合は都府県知事及び市町村長に對し、

**第百条** 施行者は 政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する

四 第五十二条第一項又は第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項

区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施工者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならない。

前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第三十条第一項の規約とみなす。

(土地区画整理法の準用)

**第一百一条** 土地区画整理事業法第二百二十八条から第三百三十条まで及び第三百三十二条から第三百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

## 第六章の二 都心共同住宅供給事業

(計画の認定)

**第一百二条の二** 都心共同住宅供給事業を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、都府県知事の認定を申請することができる。

前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 都心共同住宅供給事業を実施する区域
- 二 共同住宅の規模及び配置
- 三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備
- 四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

- 一 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項
- 二 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
- 三 賃貸住宅の管理の方法及び期間

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

- 一 分譲住宅の譲受人の資格に関する事項
- 二 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる事項

- 一 関連公益的施設の種類、規模及び配置
- 二 関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画

八 その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

**第一百三条の三** 都府県知事は、前条第一項の認定

の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、計画の認定をすることができる。

一 共同住宅が地階を除く階数が二以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

二 住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

三 住宅の規模 構造及び設備が当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 共同住宅の建設及び関連公益的施設の整備に関する計画内容が良好な居住環境の確保のため適切なものであること。

五 共同住宅の建設の事業に関する資金計画及び関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画がそれぞれの事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対する住宅を賃貸する事業を行う者

口 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ 貸貸住宅の賃借人の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 貸貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ 貸貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

七 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住するときには、計画の認定をすることができる。

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に對し住宅を賃貸する事業を行う者

口 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 讓渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従つて行われるものであること。

(計画の認定の通知)

**第一百四条の四** 都府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

(計画の変更)

**第一百四条の五** 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた第一百一条の二第一項の計画（以下この章において「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都府県知事の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。（報告の徵収）

**第一百四条の六** 都府県知事は、認定事業者に対し、都心共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

**第一百四条の七** 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から都心共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他當該都心共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、都府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

**第一百四条の八** 都府県知事は、認定事業者が認定計画（第一百一条の五第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。）に従つて都心共同住宅供給事業を実施せざる者に對し、該事業の実施を促進するための改善命令を下す。

(費用の補助)

**第一百一十条** 都府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

**第一百一十一条** 第百一条の四の規定は、都府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(計画の認定の取消し)

**第一百一十二条** 地方公共団体は、認定事業者である地方公共団体に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

**第一百一十三条** 地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

**第一百一十四条** 認定事業者は、前条第一項又は第二項の規定による補助に係る都心共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他経済事情の著しい変動があつた場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

認定事業者は、前条第一項又は第二項の規定による補助に係る都心共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

**第一百一十五条** 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他の経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

認定事業者は、前条第一項又は第二項の規定による補助に係る都心共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。











条、第二百二十二条（都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第二百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二百四十九条（密別措置法第二百条の改正規定に限る。）、第二百三十三条、第二百四十二条、第二百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二百七十七条の改正規定に限る。）、第二百四十九条（密別措置法第六条の改正規定に限る。）、第二百五十三条、第二百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第二百五十五条（防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十九条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第二百五十三条、第二百五十五条（都市再生特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第二百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二百五十九条、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第二百六十三条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二百五十五条の改正規定（同条第七項中「ときには」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないとときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第二百六十三条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二百五十九条、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第二百六十三条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二百五十五条の改正規定に限る。）、第二百六十三条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二百五十五条及び第二百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十五条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十九条、第二百八十六条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六条）第

(第六十四条の改正規定に限る。) 第九十二条  
(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。) 第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十三条、第一百十五条及び第一百十八条の規定

十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十一、八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、等四十八条の一、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二



**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

**第三条** (国家戦略特別区域法(平成二十一年法律第七百七号)第十五条の改正規定に限る。)の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

**第二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三十七条)

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

**第七十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものとの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 (施行期日)

**附 則** (令和五年六月一六日法律第六三号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日